

○ 資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第八号）

改正案	現行
<p>資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「指定紛争解決機関」、「紛争解決等業務」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」又は「紛争解決等業務の種類」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。） 第二条に規定する指定紛争解決機関、紛争解決等業務、苦情処理手続、紛争解決手続又は紛争解決等業務の種類をいう。</p> <p>(削る)</p> <p>2 この府令において「手続実施基本契約」又は「資金移動業等関係業者」とは、それぞれ法第九十九条第一項に規定する手続実施基本契約又は資金移動業等関係業者をいう。</p> <p>3 この府令において「資金移動業等関連苦情」、「資金移動業等関連紛争」又は「加入資金移動業等関係業者」とは、それぞれ法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「準用銀行法」という。） 第二条第十九項若しくは</p>	<p>資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「資金移動業」、「資金移動業者」又は「指定紛争解決機関」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。） 第二条に規定する資金移動業、資金移動業者又は指定紛争解決機関をいう。</p> <p>2 この府令において「苦情処理措置」又は「紛争解決措置」とは、それぞれ法第五十一条の二第四項及び第五項に規定する苦情処理措置又は紛争解決措置をいう。</p> <p>3 この府令において「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ法第九十九条第一項に規定する苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務又は手続実施基本契約をいう。</p> <p>4 この府令において「資金移動業関連苦情」、「資金移動業関連紛争」又は「加入資金移動業者」とは、それぞれ法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「準用銀行法」という。） 第二条第十九項若しくは第二十項又</p>

は第二十項又は第五十二条の六十五第二項に規定する資金移動業等
関連苦情、資金移動業等関連紛争又は加入資金移動業等関係業者を
いう。

(割合の算定)

第二条 法第九十九条第一項第八号の割合の算定は、同項の申請を
しようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規
程をいう。以下この条、次条第一項及び第十四条第二項において
同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合には
その内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」とい
う。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の
手続実施基本契約の内容（準用銀行法第五十二条の六十七第二項
各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（準用銀行
法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするもの
でなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第
五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）
について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた
資金移動業等関係業者（当該申請により法第九十九条第一項の規
定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種類に係るもの
に限る。以下この章において同じ。）の数を当該申請をしよう
とする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は
送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合に

は第五十二条の六十五第二項に規定する資金移動業関連苦情、資金
移動業関連紛争又は加入資金移動業者をいう。

(割合の算定)

第二条 法第九十九条第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をし
ようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程を
いう。以下この条、次条第一項及び第十四条第二項において同じ。
）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容
及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提
出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本
契約の内容（準用銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事
項を除く。）その他の業務規程の内容（準用銀行法第五十二条の六
十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこ
ととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基
準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な
理由が付されたものに限る。）を述べた資金移動業者の数を当該申
請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交
付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付し
た場合には、最も遅い日。第四条において同じ。）に金融庁長官に
より公表されている資金移動業者（次条及び第五条第二項において
「すべての資金移動業者」という。）の数の数で除して行うものとする

は、最も遅い日。第四条において同じ。）に金融庁長官により公表されている資金移動業等関係業者（次条及び第五条第二項において「全ての資金移動業等関係業者」という。）の数で除して行うものとする。

（資金移動業等関係業者に対する意見聴取等）

第三条 法第九十九条第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、資金移動業等関係業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての資金移動業等関係業者の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、全ての資金移動業等関係業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第五条第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ・ロ（略）

ハ 資金移動業等関係業者は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

。

（資金移動業者に対する意見聴取等）

第三条 法第九十九条第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、資金移動業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての資金移動業者の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、すべての資金移動業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第五条第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ・ロ（略）

ハ 資金移動業者は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三 (略)

2 法第九十九条第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一 全ての説明会の開催年月日時及び場所

二 全ての資金移動業等関係業者の説明会への出席の有無

三 全ての資金移動業等関係業者の意見書の提出の有無

四・五 (略)

3 前項の書類には、資金移動業等関係業者から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

4 金融庁長官は、法第九十九条第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地、当該指定に係る紛争解決等業務の種別並びに当該指定をした日を官報で公示しなければならない。

(指定申請書の添付書類)

第五条 (略)

2 準用銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第三条第一項第二号の規定により全ての資金移動業等関係業者に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 全ての資金移動業等関係業者に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 資金移動業等関係業者に対して業務規程を送付した場合には

三 (略)

2 法第九十九条第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一 すべての説明会の開催年月日時及び場所

二 すべての資金移動業者の説明会への出席の有無

三 すべての資金移動業者の意見書の提出の有無

四・五 (略)

3 前項の書類には、資金移動業者から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

(新設)

(指定申請書の添付書類)

第五条 (略)

2 準用銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第三条第一項第二号の規定によりすべての資金移動業者に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 すべての資金移動業者に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 資金移動業者に対して業務規程を送付した場合には、当該資

、当該資金移動業等関係業者に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ・ロ (略)

3 (略)

(手続実施基本契約の内容)

第七条 準用銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関は、当事者である加入資金移動業等関係業者の利用者の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入資金移動業等関係業者に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

(苦情処理手続に関する記録の記載事項等)

第十条 準用銀行法第五十二条の七十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一 加入資金移動業等関係業者の利用者が資金移動業等関連苦情の解決の申立てをした年月日及びその内容

二 前号の申立てをした加入資金移動業等関係業者の利用者及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入資金移動業等関係業者の商号

金移動業者に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ・ロ (略)

3 (略)

(手続実施基本契約の内容)

第七条 準用銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関は、当事者である加入資金移動業者の利用者の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入資金移動業者に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

(苦情処理手続に関する記録の記載事項等)

第十条 準用銀行法第五十二条の七十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一 加入資金移動業者の利用者が資金移動業関連苦情の解決の申立てをした年月日及びその内容

二 前号の申立てをした加入資金移動業者の利用者及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入資金移動業者の商号

三・四 (略)

2 (略)

(紛争解決委員の利害関係等)

第十一条 準用銀行法第五十二条の七十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る準用銀行法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一～三 (略)

四 当該申立てに係る資金移動業等関連紛争について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであった者

五 (略)

2 (略)

3 準用銀行法第五十二条の七十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 資金移動業等関連苦情を処理する業務又は資金移動業等関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、利用者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 (略)

(資金移動業等関連紛争の当事者である加入資金移動業等関係業者)

三・四 (略)

2 (略)

(紛争解決委員の利害関係等)

第十一条 準用銀行法第五十二条の七十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る準用銀行法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一～三 (略)

四 当該申立てに係る資金移動業等関連紛争について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであった者

五 (略)

2 (略)

3 準用銀行法第五十二条の七十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 資金移動業等関連苦情を処理する業務又は資金移動業等関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、利用者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 (略)

(資金移動業等関連紛争の当事者である加入資金移動業者の利用者に)

の利用者に対する説明)

第十二条 指定紛争解決機関は、準用銀行法第五十二条の七十三第八項に規定する説明をするに当たり資金移動業等関連紛争の当事者である加入資金移動業等関係業者の利用者から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

2 準用銀行法第五十二条の七十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は準用銀行法第五十二条の七十三第九項に規定する手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている資金移動業等関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 資金移動業等関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によっては資金移動業等関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該資金移動業等関連紛争の当事者に通知すること。

四 資金移動業等関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

(届出事項)

対する説明)

第十二条 指定紛争解決機関は、準用銀行法第五十二条の七十三第八項に規定する説明をするに当たり資金移動業関連紛争の当事者である加入資金移動業者の利用者から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

2 準用銀行法第五十二条の七十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は準用銀行法第五十二条の七十三第九項に規定する手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている資金移動業関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 資金移動業関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によっては資金移動業関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該資金移動業関連紛争の当事者に通知すること。

四 資金移動業関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

(届出事項)

第十四条 指定紛争解決機関は、準用銀行法第五十二条の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 準用銀行法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び資金移動業等関係業者の商号

二 (略)

三 次項第七号に掲げる場合 資金移動業等関係業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実にないと見込まれる理由及び当該資金移動業等関係業者の商号

四 (略)

2 準用銀行法第五十二条の七十九第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 一六 (略)

七 資金移動業等関係業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 (略)

九 加入資金移動業等関係業者又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行った事実を知ったとき。

3 (略)

第十四条 指定紛争解決機関は、準用銀行法第五十二条の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 準用銀行法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び資金移動業者の商号

二 (略)

三 次項第七号に掲げる場合 資金移動業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実にないと見込まれる理由及び当該資金移動業者の商号

四 (略)

2 準用銀行法第五十二条の七十九第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 一六 (略)

七 資金移動業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 (略)

九 加入資金移動業者又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行った事実を知ったとき。

3 (略)

第十六条 金融庁長官は、法、資金決済に関する法律施行令又はこの府令の規定による指定に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするように努めるものとする。

2 金融庁長官は、前条第三項に規定する承認に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするように努めるものとする。

3
(略)

第十六条 金融庁長官は、法、資金決済に関する法律施行令又はこの府令の規定による指定に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするように努めるものとする。

2 第十五条第三項に規定する承認に関する申請に対する処分は、一月以内にするよう努めるものとする。

3
(略)

改 正 案	現 行
<p>別紙様式（第 15 条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4） 年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">業務に関する報告書 年 月 日から 第 期 年 月 日まで</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p>提出者（郵便番号 ） 所在地 電話番号（ ） - 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1～9（略） 10 <u>加入資金移動業等関係業者等の状況</u> 11～13（略） （記載上の注意） （略）</p> <p>1～9（略）</p> <p>10 <u>加入資金移動業等関係業者等の状況</u> （1）<u>資金移動業等関係業者</u> （表略） （2）<u>資金移動業等関係業者以外の加入者</u> （表略） （記載上の注意） （略）</p> <p>11 紛争解決等業務の状況 （1）苦情処理手続の実施状況 ア（略）</p> <p>イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件） （表略） （記載上の注意）</p> <p>1 「類型」には、苦情処理手続を実施した<u>資金移動業等関連苦情</u>の種類をそれぞれ記載す</p>	<p>別紙様式（第 15 条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4） 年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">業務に関する報告書 年 月 日から 第 期 年 月 日まで</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p>提出者（郵便番号 ） 所在地 電話番号（ ） - 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1～9（略） 10 <u>加入資金移動業者等の状況</u> 11～13（略） （記載上の注意） （略）</p> <p>1～9（略）</p> <p>10 <u>加入資金移動業者等の状況</u> （1）<u>資金移動業者</u> （表略） （2）<u>資金移動業者以外の加入者</u> （表略） （記載上の注意） （略）</p> <p>11 紛争解決等業務の状況 （1）苦情処理手続の実施状況 ア（略）</p> <p>イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件） （表略） （記載上の注意）</p> <p>1 「類型」には、苦情処理手続を実施した<u>資金移動業関連苦情</u>の種類をそれぞれ記載する</p>

改 正 案	現 行
<p>ること。 2 (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 紛争解決手続の実施状況 ア・イ (略) ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数 (当期の既済事件) (表略)</p> <p>(記載上の注意) 1 「類型」には、紛争解決手続を実施した<u>資金移動業等関連紛争</u>の種類をそれぞれ記載すること。 2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>こと。 2 (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 紛争解決手続の実施状況 ア・イ (略) ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数 (当期の既済事件) (表略)</p> <p>(記載上の注意) 1 「類型」には、紛争解決手続を実施した<u>資金移動業関連紛争</u>の種類をそれぞれ記載すること。 2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>